

広島県告示第五十四号

令和六年広島県告示第二百十四号（公共測量の実施）及び令和六年広島県告示第八百三十一号（公共測量の変更）に係る公共測量について、次のとおり変更した旨、広島県北部建設事務所長から通知があった。

令和七年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

二 作業期間

（変更前） 令和六年二月二十日から令和六年十二月二十七日まで  
（変更後） 令和六年二月二十日から令和七年六月三十日まで

三 作業地域

庄原市口和町向泉地内